

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		児童扶養手当受給資格者の所得による支給の制限（１）
根拠法令及び条項		児童扶養手当法第９条第１項
所 管 部 課 係 名		こども未来部こども給付課給付係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	児童扶養手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の１２月３１日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の１１月から翌年の１０月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成２７年４月１日設定（平成３１年１月１日最終変更）